

決 定 書

申 立 人 入国者収容所日本入国管理センター 在所中
X1

被 申 立 人 麒 麟 麦 酒 株 式 会 社

上記当事者間の中労委平成14年(不)第1号事件について、当委員会は、平成17年5月11日第9回第三部会において、部会公益委員荒井史男、公益委員山川隆一、同椎谷正、同岡部喜代子、同古郡鞆子出席し、合議の上、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

- 1 本件は、本件申立人 X1 を再審査申立人、本件被申立人である麒麟麦酒株式会社(以下「会社」という。)を再審査被申立人とする、別件当委員会平成13年(不再)第1号麒麟麦酒不当労働行為事件(初審埼玉地方労働委員会平成10年(不)第5号事件)の審査において、会社が無効な委任状、答弁書及び書証等を提出させて、申立人の救済を遅延させ、不安定にさせたことが不当労働行為であるとして、平成14年2月15日に、当委員会に救済申立てのあった事件である。
- 2 申立人は、本件「不当労働行為救済申立書」及び平成14年4月7日付け「不当労働行為救済補充申立書(一)」において、るる主張するところ、その要旨は、次のような主旨のものであると解される。

申立人は当委員会に対して上記再審査申立をしたところ、会社が同再審査申立て事件の審査において、①「答弁書」が被申立人本人(企業法人)及び代表取締役の名義で提出すべきものを被申立人適格のない代理人名義で提出されたこと、②委任状が被申立人本人及び代表取締役の名義で提出すべきものを代表取締役名義のみで提出されたこと、③無権限の補佐人らが書証に虚偽の内容を記載し、かつてに押印し、かつ会社の名義を冒用したことを知りながら、これを放置、黙認し続けてきたことは、申立人の求める不当労働行為による解雇撤回、職場復帰及びそ

の他救済内容の実現を阻害するものであり、労働組合法第7条4号違反の不当労働行為に該当する。

- 3 しかしながら、申立人の主張する事実は、それ自体では労働組合法第7条4号所定の不当労働行為に該当しないことが明らかであり、記録を精査しても他に不当労働行為を構成する具体的事実の記載がなく、補正の余地がないものと認められる。
- 4 よって、労働委員会規則第33条1項1号及び5号、第32条2項3号を適用して主文のとおり決定する。

平成17年5月11日

中央労働委員会
第三部会長 荒井史男 ④